

監査公表第 12 号（令和 6 年 3 月 8 日、県公報第 477 号）

「住民監査請求に基づく監査（令和 5 年度）」

請求内容：「県道江島筑後線（若菜工区）道路新設工事（3 工区）について」

住民監査請求に係る監査の結果

第 1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 （略）
- (2) 提出年月日 令和 5 年 12 月 26 日

2 請求の内容

(1) 請求の要旨

八女県土整備事務所長が、県道江島筑後線（若菜工区）道路新設工事（3 工区）（以下「本件工事」という。）に関して行った、支出負担行為決議書による決裁等に違法又は不当な点があるため、原因の究明、再発防止策の提言等を求めるというものである。

(2) 違法又は不当とする事実及びその理由並びに求める措置

ア 主張 1：令和 5 年 2 月 13 日、令和 5 年 4 月 1 日及び令和 5 年 6 月 15 日並びに令和 5 年 8 月 16 日の支出負担行為決議書は知事の決裁印が押印されていないので違法である。

(イ) 本件工事の当初請負額は、36,630 千円である。

(ロ) 請負工事の請負代金を個人資産からでなく税金（予算）から支出するには、支出負担行為決議書に決裁する必要がある。その行為が支出負担行為である。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 149 条で予算の執行は知事の権原と定めてある。また、福岡県事務委任規則（昭和 40 年福岡県規則第 22 号。以下「委任規則」という。）第 12 条の定める別表では、支出負担行為は事務所長に委任されていないので知事自らの権原である。

(ハ) 福岡県財務規則（昭和 39 年福岡県規則第 23 号。以下「財務規則」という。）第 88 条は、「支出負担行為担当者は支出負担行為をするときは、支出負担行為決議書により決裁しなければならない。」と規定してある。本件工事の場合は、「知事は本件工事の支出負担行為をするときは、支出負担行為決議書により決裁しなければならない。」ということの意味する。

(ニ) 福岡県事務決裁規程（昭和 40 年福岡県訓令第 5 号。以下「事務決裁規程」という。）第 23 条第 1 項 1 号財務担当所長専決事項のホに、「委任規則第十二条第一項第七号に定めるもののほか、別表七に定めるところにより、財務担当所に属する予算の範囲内で、財務規則第八十八条に規定する支出負担行為を行うこと（財務規則第八十九条に規定する支出負担行為の変更又は取消しを行う場合を含む。）及び財務規則第四百二十二条の規定に基づく事前決裁を行うこと。」と規定してある。別表 7 には、3,000 万円以上の支出負担行為は事務所長の専決事項となっている。つまり、本件工事の支出負担行為の決裁は、事務所長の専決事項となる。

(ホ) 委任規則第 2 条に、専決とは「知事若しくは会計管理者の権限に属する事務又は法令の規

定に基づき出先機関の長の権限に属する事務又は知事若しくは会計管理者から委任を受けた者の権限に属する事務を、常時それらの者に代わって決裁することをいう。注) 専決とは、行政庁の補助機関が行政庁の名において決定を行うこと」と規定してある。

同様に鳥取県事務処理権限規則第2条の(2)に、専決とは「常時知事に代わって知事の名において決裁することをいう。」と規定してある。

要約すれば、県庁(知事)の補助機関である事務所(事務所長)が、常時知事に代わって知事の公印を使用して決裁することである。

- (カ) しかるに、令和5年2月13日、令和5年4月1日及び令和5年6月15日並びに令和5年8月16日に支出負担行為決議書が起案され、同日に事務所長が事務所長印で決裁して完結している。知事印が押印されずに完結している。

なお、これらの支出負担行為決議書は公文書開示請求により提出されたものであり、これ以外の支出負担行為決議書は存在しない。知事の権限である支出負担行為決議書が施行されていないにも関わらず、令和5年3月3日に前払金、令和5年9月5日に完成代金が支払われている。知事が支出負担行為決議書に決裁していないのに、事務所長が支出命令書に決裁して出納員に対して支出命令することはできない。

- (キ) 支出負担行為決議書の決裁が行われていないのに、税金(予算)から前払金及び請負代金が支出された行政行為(決議書及び支払い)は重大かつ明白な「主体のない瑕疵」であり違法(無効)である。従って、予算から支出できない状況では、公金から請負代金を支払うことはできない。法第2条第17項は、法令に違反した行為は「無効」と規定している。

そもそも、規則は、知事はその権限に属する事務について制定した法令である。一方、規程は、知事が法律、条例、規則などの範囲内で定めたもので、組織上の事務処理手続その他事務処理上必要な事項を定めた命令であり職員に対する指揮監督権の一つである。財務規則(第88条)は法令であることから、法令に違反した行政行為は違法である。本件工事は「専決」の使い方で誤謬を犯しているものと推察される。

- (ク) なお、契約書は、契約当事者(知事と請負者)における約束事(義務や権利)を相互に確認し、それを履行させるために、後日の証拠として文書にしたものであり、契約書の署名捺印で支出負担行為の決裁と見なすことにはならない(請負代金を予算から支出する根拠とはならない)。また、知事が定めた規則に抗うような内部運用(部長通達等)が存在することはあり得ない。

イ 主張2：令和5年2月13日の契約は、工期が翌年度にまたがるにもかかわらず、2カ年分の支出負担行為決議書が決裁されていない行為は違法である。

- (7) 財務規則第88条に、「支出負担行為担当者は支出負担行為をするときは、支出負担行為決議書により決裁しなければならない。」と規定している。また、財務規則第87条に、「支出負担行為担当者は、歳出予算の配当額、配付額又は令達額の範囲内において支出負担行為をしなければならない。」と規定してある。

- (イ) 本件工事は、令和5年2月13日に、請負代金36,630千円、工期令和5年2月14日～令和5年9月11日で請負者と契約締結した。また、令和5年2月13日、支出負担行為決議書において、支出負担行為額36,630千円、かつ、令和4年度歳出予算で決裁した。

- (ウ) 支出負担行為とは、「請負工事において、金額を定めて契約を締結し、その契約が履行されたときに、当該地方自治体に支払義務が生じることが決まったときに、当該金額を予算か

ら差し引くこと。」をいう。支出負担行為決議書に決裁をとることによって、知事の確認および支出負担行為（請負代金を予算から支出する）の決議を行っている。建前上は、契約行為等の前（つまり、入札執行等によって金額等が確定した後かつ契約書調印等の前）に確認および決議を終了する必要があるが、福岡県では実務上、契約を行った日と同日に支出負担行為決議書の決裁を行っている。

本件工事の契約書の工期は令和4年度～令和5年度にまたがっている。つまり、支出負担行為決議書の支出負担行為額は令和4年度分と令和5年度分の2カ年分の合計額となる必要がある。本件工事を翌債工事で発注することは財務省の翌債承認（令和4年12月27日）で認められており、また予算の繰越も県議会の補正予算（繰越明許費）議決（令和4年12月20日）で認められている。令和4年度歳出分と令和5年度歳出分から支出できる措置は既に講じてある。

- (エ) 2カ年分の支出負担行為が必要なのに、令和4年度歳出予算のみの支出負担行為決議書しか決裁されていないのは、重大かつ明白な「内容の瑕疵」である。財務規則（第88条）に違反した行為は違法（無効）である。法第2条第17項は、法令に違反した行為は「無効」と規定している。
- (オ) なお、入札に係る指名業者に対しては、入札説明書又は現場説明書に入札条件として例えば、「令和4年度の支払限度額は14,640千円であり、残金は令和5年度に支払う予定である。」と明示すれば予算と入札条件が一致して適正な入札が可能となる。
- (カ) また、県の補正予算において、繰越承認された予算は、既に繰越明許費として令和4年度歳出予算から令和5年度歳出予算に移動しており、当初の令和4年度歳出予算より減額になっており、令和4年度末の福岡県全体の道路改良費に係る令和4年度支出負担行為額を合計すると、令和4年度歳出予算の合計額を21,990千円（36,630千円（請負額）-14,640千円（前払金））オーバーする計算となることは明らかである。

令和5年3月31日時点で支出負担行為額が歳出予算を上回ることになり、法第232条の3及び財務規則第87条違反となる。

ウ 主張3：令和5年4月1日の支出負担行為決議書決裁は、その行為の前提となる支出負担行為（契約）が存在しておらず違法である。

- (7) 財務規則第88条第1項に、「支出負担行為担当者は支出負担行為をするときは、支出負担行為決議書（様式第七十六号）により決裁しなければならない。」と規定してある。

重要なことは、支出負担行為（請負契約）として予算から支出する手法が支出負担行為決議書に決裁するということである。支出負担行為決議書の決裁のタイミングは、契約締結の以前でも将来でもない契約締結と同時のタイミングである。

しかし、令和5年4月1日に本件工事の支出負担行為（変更契約）は行われていない。

よって、支出負担行為決議書のみで決裁・施行した事実は「内容の瑕疵」であり違法（無効）である。法第2条第17項は、法令に違反した行為は「無効」と規定している。

- (イ) 仮に、支出負担行為決議書に知事が決裁したものと仮定して以下を考察する。

例えば、令和5年2月13日に、令和4年度歳出予算で請負金額と同じ36,630千円で決裁した。令和5年3月3日に、支出命令書により前金払として14,640千円を支出した。残額の21,990千円については支出しなかった。「会計年度独立の原則（法第208条第2項、財政法第12条）」より、残額は不用額として国及び県に返還することになる。従って、令和5年

4月1日の支出負担行為額は「0」である。

正しい手続きとして、令和5年2月13日に令和4年度歳出分の支出負担行為額として14,640千円の支出負担行為決議書が決裁され、令和5年3月31日までに残額分の支出負担行為額として21,990千円の支出負担行為決議書（令和5年度歳出分）が決裁されたと仮定したら、実務上は契約を行った後の事後処理として令和5年度歳出分の支出負担行為決議書に決裁したと説明できると推察する。

しかし、令和5年2月13日の令和4年度歳出分の支出負担行為額が36,630千円では令和5年度歳出分の残額は「0」であることから、令和5年4月1日の令和5年度歳出分の支出負担行為決議書の正当性を論理上説明することができない。令和5年4月1日の支出負担行為決議書を決裁する時期は、当初契約が締結された令和5年2月13日である。

- (ウ) 福岡県は、「システム上、4月1日にならないと支出負担行為決議書が決裁できない。」と主張するが、令和4年12月27日に財務省の翌債承認が、また、令和4年12月20日に県議会の補正予算（繰越明許費）議決が既に行われている。

その後、事務所において土木情報システムに、令和4年度歳出及び令和5年度歳出に係る令達要求額を登録する方法で令達要求して、総務課長が財務規則第25条に基づき財務担当所長において執行すべき予算を令達する。その後、事務所長が知事印を使用して令和4年度歳出及び令和5年度歳出に係る支出負担行為決議書を決裁すれば何ら問題はない。知事が定めた財務規則に従えないような土木情報システムが存在することはあり得ない。プログラムミスか入力ミスのどちらかと推測される。

- エ 主張4：令和5年8月23日、事務所長宛ての工事完成通知書を受領したのは手続きの瑕疵であり不当である。

- (イ) 工事請負契約書第32条には、「請負者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。」と規定してある。本件工事は、知事契約工事であり、発注者は知事である。また、財務規則第179条にも同様な規定がある。にもかかわらず、令和5年8月23日の完成通知書は事務所長名で提出されている。

事務所の主張は、「本庁から「県土整備部出先機関工事施行事務取扱要領（以下「県土出先要領」という。）」は知事契約にも事務所契約にも適用できる、との指導を受けている。県土出先要領第21条に基づき事務所長宛ての完成届を受領したものである。本庁が知事契約にも適用できると指導している限り、事務所は本庁に従うしか方法はない。」とのことである。

- (ロ) そもそも、工事請負契約書第1条第2項に、「請負者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。」と規定してある。

- (ハ) 工事完成したら請負代金を支払うという約束を実効するための重要な書類が完成通知書である。財務規則第179条に基づき工事完成が知事に届出されない限り、財務規則第180条に基づき、知事又は検査員は竣工検査を実施することも検査合格通知書を作成することもできない。その場合、請負代金の支払いもできないことになる。

- (ニ) 農林部局の工事関係書類の（様式31）の提出先は「福岡県長 殿」と明記してあり、事務所契約でも知事契約でもどちらも対応できるよう作成してある。

県土整備部局の工事関係書類の（様式29）の提出先は「福岡県〇〇県土整備事務所長 殿」

と明記してあり、事務所契約のみに使用できるよう作成してある。公共工事を担当する両部局で整合性が図られていない。受注者が錯覚しないよう様式の統一を図る必要がある。

監督員や検査官はチェックする立場にあるにもかかわらず訂正されずに接受して、竣工検査を完了している。請負代金払いの根拠となる完成通知書をなぜ事務所長宛てに作成するのか、その理由は福岡県が発出した「工事様式」に起因するのか？それとも本庁の指導によるものか？

- (4) 請負代金の支払いには、請求書のほかに竣工検査調書と検査合格通知書が証拠書類として添付され保存される。完成通知書は証拠書類には添付されないが、間違った完成通知書を受け取った行為は「内容の瑕疵」であり、違法とは言えないが不当である。

オ 上記の行為により生じている損害

本件工事の契約金額 45,054.9 千円

カ 監査委員に求める措置の内容

- (7) 主張1の論点は、本件工事に係る「支出負担行為は知事の権能」である。根拠法令は法第149条であり、委任規則においても事務所長に事務委任していない。事務決裁規程においても「知事の専決」としている。

監査基準第18条第1項(6)の「監査等の結果」を明瞭にするため、「監査等の結果に関する報告等」の判断を作成するに当たっては、最初に「①行政行為の瑕疵(瑕疵が重大かつ明白かどうか?)」に関する監査委員の判断基準となる根拠法令を明確にし、次に「②福岡県が主張する法令根拠を調査し、その後、一方の主張の非合理性と他方の主張の合理性を、両論併記して整理することを請求します。主張2～4についても、同様の順番での整理を請求します。

- (イ) 行政契約において、予算(支出負担行為)と契約(契約書)は「一丁目一番地」であるため、事務所長の決裁前に複数の者が決裁しておりチェック体制は十分整備されている、が機能していない。また、建前上本庁(県土整備部原課)は事務所を指導監督する立場にあり、さらに本庁の慎重な審査があれば防げたかもしれないが、本件工事のようなケースでは予算及び契約の内容を本庁が審査できない制度になっている。

例えば、変更契約書の文中は、「請負者」を使用し、押印欄は「受注者」を使用している。矛盾が生じているにも関わらずチェックがなされていない。ということは、他の事務所でも同様な手続きが行われていることが推測される。監査委員にあつては請求人の主張毎に、県内の各県土整備事務所がどのような状況であったか調査することを請求します。

例えば、八女県土整備事務所が担当した令和2年度翌債工事を確認しても、主張1～4と同様な契約手続きが散見されます。

そのため、将来にわたって手続きの瑕疵が繰り返されないように、原因を究明し、再発防止対策を提言されることを請求します。

第2 請求の要件審査

本件請求は、法第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、令和5年12月26日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件工事について、支出負担行為決議書の決裁等に違法性又は不当性があるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

県土整備部（県土整備総務課、企画課、道路建設課及び八女県土整備事務所）を監査対象機関とした。

3 知事の弁明

本件請求に対する弁明を知事に求めたところ、令和6年1月26日付けで知事から以下の内容の弁明書が提出された。

(1) 弁明の趣旨

ア 本件工事については、法等の関係法令・規則等に基づいて支出負担行為等に係る事務処理が行われており、契約手続きの瑕疵はないと判断する。

イ 本件完成通知書において、工事名称や工期等に誤りは認められず、本件工事の完了を届け出るという受注者の意思表示に影響を及ぼすものではないことから、手続きの瑕疵はないと判断する。

(2) 請求事実の認否及び弁明の理由

ア 「主張1：令和5年2月13日、令和5年4月1日及び令和5年6月15日並びに令和5年8月16日の支出負担行為決議書は知事の決裁印が押印されていないので違法である。」について
(ア) 第1の2(2)ア(ア)の事実は認める。

(イ) 第1の2(2)ア(イ)の支出負担行為の定義に係る記載は、一般論としては認める。

しかし、法第149条には、「予算の執行は知事の権原」ではなく、「知事の担任する事務」と定められている。また、委任規則第12条第1項第7号で定める別表では、3,000万円未満の工事請負費に係る支出負担行為については、知事から財務担当所長へ委任されている。

(ウ) 第1の2(2)ア(ウ)の財務規則に係る記載は認める。

しかし、本件工事の場合は、工事請負費が約3,600万円であり、3,000万円以上であることから、事務決裁規程第23条第1項第1号ホで定める別表7により、知事に代わって財務担当所長が支出負担行為を行っているものである。

(エ) 第1の2(2)ア(エ)の記載は認める。

(オ) 第1の2(2)ア(オ)の委任規則に係る記載は認める。

しかし、「要約すれば」以降の記載は否認する。本県において、「知事の公印を使用して決裁することである。」との規定はない。

なお、事務決裁規程第2条第2号において、専決についての定めがあり、同条第1号において決裁とは『知事若しくは会計管理者又はそれらの補助機関が、意思表示により、委任若しくは専決権の授与又は法令の規定によりその権限に属する事務の処理について最終的決定を行なうことをいう。』と定められている。

また、鳥取県事務処理権限規則に係る記載は本件と何ら関連性がない。

(カ) 第1の2(2)ア(カ)のうち、「しかるに、」から「存在しない。」までの記載は認める。

しかし、「知事の権限である」以降の主張は否認する。第3の3(2)ア(ア)～(オ)のとおり、本件については、財務規則、委任規則及び事務決裁規程に則り、支出負担行為決議書を八女県土整備事務所長が決裁するなど、適正な事務処理を行っており、請求人の主張には理由がない。

(キ) 第1の2(2)ア(キ)の記載は否認する。

事務決裁規程において、「専決」は、『知事（中略）に代わって決裁すること』と定義されており、また、事務決裁規程第23条第1項第1号ホで定める別表7により1件3,000万円以上の支出負担行為は、財務担当所長の専決事項とされている。

本件支出負担行為に係る決裁については、上記規定により権限を有する財務担当所長である八女県土整備事務所長が決裁を行っているため、法令等違反はない。

(ク) 第1の2(2)ア(ク)の記載は、一般論としては認める。

以上のことから、本件の各支出負担行為に違法な点は認められず、請求人の主張には理由がない。

イ 「主張2：令和5年2月13日の契約は、工期が翌年度にまたがるにもかかわらず、2カ年分の支出負担行為決議書が決裁されていない行為は違法である。」について

(ア) 第1の2(2)イ(ア)の事実は認める。

(イ) 第1の2(2)イ(イ)の事実は認める。

(ウ) 第1の2(2)イ(ウ)の記載は否認する。

「支出負担行為」は、法第232条の3において『普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）』と定められている。

財務規則第90条第1項で定める別表4では、工事請負費の場合、「支出負担行為として整理する時期」は『契約を締結するとき』、「支出負担行為の範囲」は『契約金額』と定められている。

また、「前年度において支出負担行為が行われたもので繰越分に係る経費」については、財務規則第90条第2項で定める別表5で、「支出負担行為として整理する時期」は『当該繰越分に係る歳出予算の配当又は令達のあつたとき』、「支出負担行為の範囲」は『繰越しをした額』と定められている。

本件については、契約締結時に36,630千円を、繰越予算の令達があつた令和5年4月1日に繰越分21,900千円を、支出負担行為決議したものである。

なお、「繰越明許費」は、法第213条において、『年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる』ものとされており、請求人のいう令和5年度歳出分とは、令和4年度歳出予算の一部を繰り越して使用するものである。

(エ) 第1の2(2)イ(エ)の記載は否認する。

本件においては、第3の3(2)イ(ウ)のとおり令和4年度歳出予算の一部を令和5年度に繰り越して使用することが認められている。

また、法第208条の会計年度独立の原則に従い、令和5年度予算を執行することができるようになった令和5年4月1日に、財務規則の規定に則り令和5年度に繰越した予算に係る支出負担行為の整理を行っており、瑕疵はない。

(オ) 第1の2(2)イ(オ)の記載は否認する。

本件は令和4年度末時点において、結果的に前払金分しか支出を行わなかったものであり、支払限度額を設定していない。

また、契約時点において、令和4年度の支払額は確定しておらず、本件において支払限度額を設定する必要はない。

(カ) 第1の2(2)イ(カ)の記載は否認する。

繰越承認された予算は、令和4年度歳出予算から令和5年度歳出予算に移動するものではなく、令和4年度歳出予算の一部を令和5年度に繰り越して執行することが認められたものであり、また、第3の3(2)イ(ウ)及び(エ)のとおり、適切に繰越明許費に係る事務処理を行っている。

以上のことから、令和5年2月13日付けの本件支出負担行為に違法な点は認められず、請求人の主張に理由はない。

ウ 「主張3：令和5年4月1日の支出負担行為決議書決裁は、その行為の前提となる支出負担行為（契約）が存在しておらず違法である。」について

(ア) 第1の2(2)ウ(ア)の記載は否認する。

繰越分に係る経費については、財務規則第90条第2項及び別表5に、『当該繰越分に係る歳出予算の配当又は令達のあつたとき』に支出負担行為として整理するものと定められており、予算令達がなされた令和5年4月1日に支出負担行為として整理したものである。

なお、この時点において契約内容に変更はないため、変更契約の必要はない。

(イ) 第1の2(2)ウ(イ)の記載は否認する。

工事請負費に係る支出負担行為については、財務規則第90条第1項及び別表4に、「支出負担行為として整理する時期」は『契約を締結するとき』、「支出負担行為の範囲」は『契約金額』と定められており、本件については、令和4年12月27日に財務省の翌債承認、令和4年12月20日に令和4年12月定例県議会の繰越明許費の承認議決を得たうえで、当初契約締結日である令和5年2月13日に契約金額で支出負担行為の整理が行われている。

繰越分に係る経費の支出負担行為については、財務規則別表5により、「繰越しをした額」とされており、当初契約額から令和4年度に支払われた金額を差し引いた金額で支出負担行為の整理が行われている。

(ウ) 第1の2(2)ウ(ウ)の記載は否認する。

第1の2(2)イ「主張2：」に対する弁明(エ)のとおり、令和5年4月1日が到来しなければ令和5年度予算に係る支出負担行為の整理を行うことができない。

もっとも、「土木情報システム」とは、県土整備部において工事の進捗を管理するために用いているシステムであり、本県において予算の配付・令達や支出負担行為の事務処理を行うことができるのは「金銭会計システム」である。

以上のことから、令和5年4月1日付け支出負担行為決議書の決裁に、違法な点は認められず、請求人の主張には理由がない。

エ 「主張4：令和5年8月23日、事務所長宛ての工事完成通知書を受領したのは手続きの瑕疵であり不当である。」について

(ア) 第1の2(2)エ(ア)の工事請負契約書及び財務規則に係る記載と令和5年8月23日の完成通知書に係る事実は認める。

請求人は、県土整備事務所の主張について言及しているが、そのような発言を行ったという記録がないことから、事実認定は困難である。

なお、県土出先要領において、契約者名による適用制限はなく、知事名又は事務所長名いづれの契約においても適用することができる。

もっとも、県土出先要領第21条は、完成通知書が提出された際に完成検査を行う根拠と

なる規定であるが、受注者が完成通知書を提出する根拠は、工事請負契約書第 32 条第 1 項である。

- (イ) 第 1 の 2 (2) エ (イ) の記載は認める。
- (ウ) 第 1 の 2 (2) エ (ウ) の記載は、一般論としては認める。
- (エ) 第 1 の 2 (2) エ (エ) の記載は否認する。

請求人の主張は、農林部局の様式は、知事名又は事務所長名のいずれの契約においても使用できるように作成されている一方、県土整備部の様式は、事務所長名の契約でしか使用できないように作成されている旨を述べているものと思われる。

しかし、農林部局の様式に「福岡県長殿」と記載されていることを根拠として、知事名又は事務所長名のいずれの契約においても使用できるものと判断することはできない。

また、県土整備部の様式に記載されている「福岡県〇〇県土整備事務所長 殿」は、例として示したものであり、名宛人をあらかじめ限定するものではない。

加えて、委任規則第 14 条第 1 項第 1 号ニにおいて、県土整備事務所長への委任事務として、『しゅん工届を受領したとき、出来高を調査すること』が定められており、県土整備事務所長が完成通知書（＝しゅん工届）を受領することについては、想定されているものといえる。

本件完成通知書は、本件工事の監督を行う八女県土整備事務所長へ提出されていることに加えて、対象工事の名称や工期等に誤りは認められず、本件工事が完成した旨を届け出るという受注者の意思表示に影響を及ぼすとまではいえない。

- (オ) 第 1 の 2 (2) エ (オ) の記載は否認する。

請求人は、完成通知書の名宛人が契約書に記載された発注者である『福岡県知事』ではないため、当該完成通知書を受領した行為には瑕疵があると主張するが、第 3 の 3 (2) エ (エ) のとおり受注者の意思表示に影響を及ぼすとまではいえないことから、瑕疵はなく、不当とはいえない。

ただし、知事名の契約において、事務所長宛ての完成通知書を是正させていないことは事実として認められるため、今後周知徹底を図る必要はあるものと思われる。

以上のことから、令和 5 年 8 月 23 日に八女県土整備事務所長宛ての工事完成通知書を受領した行為に不当な点は認められず、請求人の主張には理由がない。

オ 「上記の行為により生じている損害」について

否認する。本件において何ら損害は生じておらず、請求人の主張には理由がない。また、今後、損害が生じるおそれもない。

カ 「監査委員に求める措置の内容」について

否認する。既に述べたとおり、本件工事は、関係法令・規則等に基づいて適切な事務処理が行われており、手続きの瑕疵はないから、何らの措置を要しない。

4 請求人の陳述

法第 242 条第 7 項に規定する証拠の提出及び陳述については、請求人から辞退する旨の意思表示があったため、実施しなかった。

5 監査対象機関に対する監査等

監査対象機関の職員に対し、令和 6 年 1 月 16 日から同年 2 月 6 日にかけて、関係書類の調査・確認及び聴取調査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査及び確認並びに監査対象機関の職員からの聴取調査により、以下の事項を確認した。

(1) 本件工事の概要

本件工事は、国の社会資本整備総合交付金（以下「本件交付金」という。）を活用して実施する県道江島筑後線（若菜工区）道路新設工事の一部である。

(2) 本件工事の経緯

- | | | |
|------------|---|--|
| 令和4年12月20日 | 本件交付金交付申請（知事から国土交通大臣宛） | |
| 12月20日 | 令和4年度一般会計補正予算（第162号）可決（繰越承認議決） | |
| 12月22日 | 翌年度にわたる債務負担（以下「翌債」という。）の承認要求書提出
（支出負担行為担当官（県土整備部長）から福岡財務支局長宛） | |
| 12月27日 | 翌債の承認通知受領（福岡財務支局長から支出負担行為担当官（県土整備部長）宛） | |
| 令和5年1月17日 | 起工伺決裁（八女県土整備事務所長） | [
・工事名：県道江島筑後線（若菜工区）道路新設工事（3工区）
・工期：210日間
・認可額又は査定額：50,000,000円
・実施額：38,649,600円
] |
| 1月18日 | 指名競争入札実施通知（八女県土整備事務所長） | |
| 1月20日 | 本件交付金交付決定（国土交通大臣から知事宛）
（「本交付決定の効力は、令和4年12月2日から生じるものとする。」との記載あり。） | [
・起工番号：504-42198-001
・路線名等：江島筑後線
・工事個所：筑后市大字若菜
・工期：契約締結の翌日から210日間
] |
| 2月2日 | 指名競争入札実施（請負者決定） | |
| 2月13日 | 工事請負契約締結（発注者（知事）及び請負者） | [
・工期：令和5年2月14日から令和5年9月11日まで
・請負代金額：36,630,000円
・工事請負契約条項第32条：請負者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
] |
| 2月13日 | 支出負担行為決議書決裁（八女県土整備事務所長） | |
| 3月1日 | 「請求書（前払金）」通知（請負者から八女県土整備事務所長宛） | [
・支出負担行為額：36,630,000円
・目的及び説明：504-42198-001 県道江島筑後線（若菜工区）道路新設工事（3工区）契約締結のため
・予算種別：現年
] |

- ・請求金額：14,640,000円
 - ・契約日：令和5年2月13日
 - ・契約金額：36,630,000円
- 3月3日 前払金（14,640,000円）に係る支出命令書決裁（八女県土整備事務所長）
- 3月8日 前払金（14,640,000円）支払
- 4月1日 繰越予算令達を受け、本件工事の明許繰越予算（21,990,000円）に係る支出負担行為決議書決裁（八女県土整備事務所長）
- 6月14日 起工変更伺（第1回）決裁（八女県土整備事務所長）（差引増減額7,037,800円）
- 6月14日 契約内容変更協議伺決裁（八女県土整備事務所長）
 - ・事由：設計変更
 - ・変更前請負額：36,630,000円
 - ・変更後請負額：43,299,300円
- 6月15日 工事請負変更契約締結（工事請負契約書（第1回））（発注者（知事）及び受注者）（請負代金額36,630,000円を43,299,300円に改めるもの。）
 ※総務部長通知により、令和5年4月1日から工事請負契約書に係る「請負者」表記を「受注者」表記に改めることとされたことから、工事請負変更契約書は「受注者」と表記。
- 6月15日 支出負担行為決議書変更決裁（八女県土整備事務所長）
 - ・変更前支出負担行為額：21,990,000円
 - ・変更増減額：6,669,300円
 - ・変更後支出負担行為額：28,659,300円
 - ・目的及び説明：504-42198-001 県道江島筑後線（若菜工区）道路新設工事（3工区）明許繰越予算に伴う支出負担行為
 - ・変更理由：設計変更に伴う支出負担行為
 - ・予算種別：明許繰越
- 8月10日 起工変更伺（第2回）決裁（八女県土整備事務所長）（差引増減額1,852,400円）
- 8月16日 工事請負変更契約締結（工事請負契約書（第2回））（発注者（知事）及び受注者）（請負代金額43,299,300円を45,054,900円に改めるもの。）
- 8月16日 支出負担行為決議書変更決裁（八女県土整備事務所長）
 - ・変更前支出負担行為額：28,659,300円
 - ・変更増減額：1,755,600円
 - ・変更後支出負担行為額：30,414,900円
 - ・目的及び説明：504-42198-001 県道江島筑後線（若菜工区）道路新設工事（3工区）明許繰越予算に伴う支出負担行為
 - ・変更理由：設計変更に伴う支出負担行為
 - ・予算種別：明許繰越

8月23日 完成通知書通知（受注者から八女県土整備事務所長宛）

- ・ 工事名：第 504-42198-001 号 県道江島筑後線（若菜工区）道路
新設工事（3工区）
- ・ 請負代金額：45,054,900 円
- ・ 契約年月日：令和5年2月13日
- ・ 工期：令和5年2月14日から令和5年9月11日まで

8月30日 完成検査実施（企画課技術調査室工事検査員）

9月1日 完成検査調書決裁（企画課技術調査室長）

9月4日 「請求書（完成代金）」通知（受注者から八女県土整備事務所長宛）
（請求金額：30,414,900 円）

9月5日 精算払（30,414,900 円）に係る支出命令書決裁（八女県土整備事務所長）

9月8日 精算払

(3) 請求人が違法又は不当とする行為に関する事実等について

ア 「主張1：令和5年2月13日、令和5年4月1日及び令和5年6月15日並びに令和5年8月16日の支出負担行為決議書は知事の決裁印が押印されていないので違法である。」について

本件工事に係るこれら4件の支出負担行為決議書の決裁は、いずれも八女県土整備事務所長の私印の押印により行われている。

イ 「主張2：令和5年2月13日の契約は、工期が翌年度にまたがるにもかかわらず、2カ年分の支出負担行為決議書が決裁されていない行為は違法である。」について

工事請負契約日である令和5年2月13日及び繰越予算の令達があった同年4月1日に、八女県土整備事務所長による支出負担行為決議書の決裁が行われている。令和5年2月13日の支出負担行為決議書の「予算種別」欄には「現年」、支出負担行為額は「36,630,000 円」と記載され、同年4月1日の支出負担行為決議書の「予算種別」欄には「明許繰越」、支出負担行為額は同年3月8日に支払った前払金額（14,640,000 円）を除いた額「21,990,000 円」と記載されている。

ウ 「主張3：令和5年4月1日の支出負担行為決議書決裁は、その行為の前提となる支出負担行為（契約）が存在しておらず違法である。」について

本件工事を含む道路事業に係る経費については、令和4年度内に工事及び支払を完了できないことから、令和4年12月県議会定例会において令和4年12月20日に繰越明許費の承認議決を、同月27日に福岡財務支局長の翌債承認を得ている。その上で、本件工事については、当初契約締結日である令和5年2月13日に契約金額（36,630,000円）で支出負担行為の整理が行われている。

また、繰越分に係る経費の支出負担行為については、当初契約金額（36,630,000 円）から令和5年3月8日に支払われた前払金（14,640,000 円）を差し引いた金額（21,990,000 円）で整理が行われている。

エ 「主張4：令和5年8月23日、事務所長宛での工事完成通知書を受領したのは手続きの瑕疵であり不当である。」について

八女県土整備事務所長は、本件工事の受注者から宛名が「福岡県八女県土整備事務所長 殿」と記載された令和5年8月23日付け完成通知書を受領した。これを受け、企画課技術調査室

の工事検査員は令和5年8月30日に完成検査を実施し、企画課技術調査室長は同年9月1日に完成検査調書の決裁を行った。その後、八女県土整備事務所長は、受注者から提出された9月4日付け「請求書（完成代金）」に基づき、請負代金（30,414,900円）を支払っている。

2 判断

上記の事実関係の確認を踏まえ、以下のとおり判断する。

- (1) 「主張1：令和5年2月13日、令和5年4月1日及び令和5年6月15日並びに令和5年8月16日の支出負担行為決議書は知事の決裁印が押印されていないので違法である。」について

ア 事務の委任及び決裁について

(ア) 委任規則について

委任規則は、知事等の権限に属する事務の委任について必要な事項を規定している。

委任規則第12条第1項第7号で定める別表により、知事等は財務担当所長に対し、財務担当所に属する予算の範囲内で、支出負担行為及び支出命令を行う事務を委任するとされている。別表には、「工事請負に係るもの」に関する財務担当所長に対する支出負担行為の委任は、5,000万円未満（ただし、工事請負費については、3,000万円未満とする。）と記載されている。

(イ) 事務決裁規程について

事務決裁規程は、知事等の権限に属する事務及び法令の規定又は知事からの委任に基づき出先機関の長の権限に属する事務の決裁に関して必要な事項を規定している。

事務決裁規程第23条第1項ホでは、委任規則第12条第1項第7号及び事務決裁規程別表7により、財務担当所長は、財務担当所に属する予算の範囲内で支出負担行為を行うこととされている。また、事務決裁規程別表7により、工事請負費の支出負担行為に係る財務担当所長が行う専決は、3,000万円以上とされている。

なお、専決の定義については、事務決裁規程第2条第2号により、知事等の権限に属する事務等を、常時それらの者に代わって決裁することをいうとされている。

イ 本件工事に係る財務会計事務処理について

以下については、全て八女県土整備事務所長により行われている。

- ① 令和5年2月13日の支出負担行為決議書決裁
- ② 同年4月1日の支出負担行為決議書決裁
- ③ 同年6月15日の支出負担行為決議書変更決裁
- ④ 同年8月16日の支出負担行為決議書変更決裁

①については、支出負担行為額が36,630,000円と3,000万円以上であり、委任規則によると知事の権限に属する事務であるが、事務決裁規程により、八女県土整備事務所長に決裁権限（専決）が認められている。

②については、支出負担行為額が21,990,000円と3,000万円未満であり、委任規則により八女県土整備事務所長の権限に属する事務である。

③及び④については、それぞれの支出負担行為額は、28,659,300円と30,414,900円である。これらは①の当初工事請負額（36,630,000円）から前払金14,640,000円を除いた額に設計変更に伴う増額分を加えた額である。委任規則別表により、支出負担行為の決裁後に、支出負担行為の変更を行う場合には、変更後の支出負担行為の金額が当初の決裁金額を超えることとなる場合は変更後の金額に対応する決裁権者の決裁を受けなければならないとされていることから、

委任規則及び事務決裁規程により八女県土整備事務所長に決裁権限（専決）が認められている。

したがって、八女県土整備事務所長が令和5年2月13日、同年4月1日、同年6月15日及び同年8月16日に決裁を行った支出負担行為決議書に違法性は認められない。

- (2) 「主張2：令和5年2月13日の契約は、工期が翌年度にまたがるにもかかわらず、2カ年分の支出負担行為決議書が決裁されていない行為は違法である。」について

ア 予算の繰越しについて

普通地方公共団体の会計年度は、法第208条により、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする（会計年度独立の原則）とされているが、この原則には例外が認められている。

法第213条により、歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる（繰越明許費）。

本件工事を含む道路事業に係る経費については、令和4年度内に工事及び支払を完了できないことから、令和4年12月県議会定例会において、令和4年12月20日に繰越明許費の承認議決を、同月27日に福岡財務支局長の翌債承認を得ている。

イ 本件工事に係る財務会計事務処理について

財務規則第90条及び別表4により、工事請負費に係る支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき」、支出負担行為の範囲は「契約金額」とされ、財務規則第90条及び別表5により、繰越分に係る経費（前年度において支出負担行為が行われたもの）については、支出負担行為として整理する時期は「当該繰越分に係る歳出予算の配当又は令達があったとき」、支出負担行為の範囲は「繰越しをした額」とされている。

本件工事は、財務規則第90条及び別表4により、工事請負費（36,630,000円）に係る支出負担行為について、契約締結日である令和5年2月13日に支出負担行為として整理が行われ、また、本件工事に係る経費の令和5年度繰越分（21,990,000円）の支出負担行為については、財務規則第90条及び別表5により、当該繰越分に係る歳出予算の令達があった令和5年4月1日に支出負担行為として整理が行われている。

したがって、本件工事に係る繰越手続は法令に基づき適正に行われていることから、令和5年2月13日付け契約に基づく支出負担行為決議書の決裁に係る事務手続に違法性は認められない。

- (3) 「主張3：令和5年4月1日の支出負担行為決議書決裁は、その行為の前提となる支出負担行為（契約）が存在しておらず違法である。」について

上記(2)のとおり、令和5年4月1日の支出負担行為決議書の決裁に違法性は認められない。

- (4) 「主張4：令和5年8月23日、事務所長宛ての工事完成通知書を受領したのは手続きの瑕疵であり不当である。」について

ア 完成通知書について

財務規則第180条により、契約担当者は、契約の履行が完了したときは、自ら又は検査員に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査し、契約の履行の完了を確認しなければならないとされている。

県土整備部出先機関における工事の施行に係る事務については、県土出先要領に基づいて取り扱うこととされており、県土出先要領で示された工事請負契約条項第32条により、受注者は工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならないとされている。

なお、県土整備事務所では、受注者に対して、工事を完成したときは、県土整備部工事検査事務処理要領様式「完成通知書」を提出するよう指導している。

イ 本件工事に係る完成通知書受領に係る事務手続について

令和5年8月23日付け完成通知書の名宛人は「福岡県八女県土整備事務所長 殿」と記載されているが、令和5年2月13日付け工事請負契約書が知事と受注者の間で締結されたこと及び工事請負契約条項第32条により、受注者は工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならないとされていることを踏まえると、完成通知書の名宛人は知事であることが適当である。

しかしながら、誤った名宛人が記載された完成通知書の工事名、請負代金額、契約年月日及び工期の欄には正しい内容の記載がなされていることから、完成通知書は、工事が完成した旨を届け出るといふ受注者の意思表示に影響を及ぼすほどの瑕疵があるものとはいえない。

したがって、八女県土整備事務所長が工事請負契約の受注者から当該完成通知書を受領し、完成検査や請負代金の支払を行った行為については、不当であるとはいえない。

以上のとおり、本件工事に係る財務事務処理は適正に行われており、県に損害が生じているとはいえない。

上記のとおり、請求人の主張には理由がない。よって、本件請求についてはこれを棄却する。